

今必要な条例は、「子ども条例」ではない!!

[広島市子ども条例制定に反対します]

我が国は“発展途上国”ではない!

国連で採択されてきた《児童の権利に関する条約》は、自然環境も社会環境もあらゆる面で劣悪な条件下、常時生命の危機に晒されている“発展途上国”の子供たちを対象に制定された条約である。

我が国の子供たちにも悪条件やある程度の問題があるとは言え“途上国”の状態とは比較にならない。あくまでも“先進国”の矜持を受け継がせてやらねばならない。

《憲章》や《条約》の本義は読み違い易い!

《児童の権利条約》や我が国の《児童憲章》も、その条文、項目をしっかりと読んでみよう。すべての条文は児童が受け身で、それを実現させるのは親であり成人なのである。つまり子供の人権を保障するのは、子供を守る側の成人(親)の《義務・責任》であって、その《義務》や《責任》を成人(親)に強く求めているのが、これら《条約》や《憲章》の本義であって、子供自体に人権を主張させると解するのは誤読である!

緊急を要する《条例》はこれだ!

今や我が国社会の、近親者にまつわる犯罪—特に親権者が我が子を虐待・殺傷するようなニュースが頻繁に流れるという現状の中で、《子どもの権利条例》の制定よりも、むしろ《成人の年少者保護条例(仮称)》の制定こそ最も急を要する必要不可欠な制度であろう! それに加えて、既にある《青少年健全育成条例》の働きを充実させることが重要であり、新しい条例を制定する必要はないのである。

教育正常化運動・退職校長有志の会